

事務連絡  
令和4年3月31日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その69）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について別添のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関等に対し周知徹底を図られたい。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

問1 令和4年度診療報酬改定において、「A205 救急医療管理加算1」の所定点数が950点から1,050点に改正されたが、外来、入院、在宅等において、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」により実施されている救急医療管理加算1の点数を基準とする特例的な評価について、令和4年4月1日以降の算定はどのように考えればよいか。

(答) 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いにおいては、令和4年4月1日以降も、旧医科点数表における救急医療管理加算1の点数(950点)を基準として評価を行う。

問2 令和4年度診療報酬改定において、「A308-3 地域包括ケア病棟入院料」の注5に規定する在宅患者支援病床初期加算の所定点数が300点から500点又は400点に改正されたが、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その9)」(令和2年4月8日厚生労働省保険局医療課事務連絡)別添の問2に示されている地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟に入院している新型コロナウイルス感染症患者に係る取扱いについて、令和4年4月1日以降はどのように考えればよいか。

(答) 当該取扱いにおいては、令和4年4月1日以降も、旧医科点数表における在宅患者支援病床初期加算の点数(300点)を算定する。

問3 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その22)」(令和2年6月15日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「6月15日事務連絡」という。)の1(1)において、入院中の患者に対してSARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出等を実施した場合は、入院料とは別に、当該検査等に係る検査料及び検体検査判断料を算定できる取扱いが示されているが、対象の入院料について、令和4年度診療報酬改定において名称変更又は新設された以下の入院料に係る取扱いは、どのように考えればよいか。

- ① A311 精神科救急急性期医療入院料
- ② A319 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料

(答) ①及び②のいずれについても、6月15日事務連絡による臨時的な取扱いの対象となり、別途検査料等を算定できる。

問4 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その36)」(令和3年2月26日厚生労働省保険局医療課事務連絡)別添の問8及び「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その62)」(令和3年9月24日厚生労働省保険局医療課事務連絡)別添の

問5において、新型コロナウイルス感染症患者を障害者施設等入院基本料又は緩和ケア病棟入院料を算定する病棟に入院させた場合の取扱いが示されているが、当該取扱いにおける「急性期一般入院料7」の算定について、令和4年4月1日以降はどのように考えればよいか。

(答) 当該取扱いにおける「急性期一般入院料7」を「急性期一般入院料6」と読み替えた上で、「急性期一般入院料6」を算定することとして差し支えない。なお、入院料の変更等の届出は不要である。

## 歯科診療報酬点数表関係

問5 令和4年度診療報酬改定において、再診料の「1 歯科再診料」の所定点数が53点から56点に改正されたが、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その15）」（令和2年4月27日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「4月27日事務連絡」という。）別添の問2に示されている、対面診療において歯科疾患の療養上の管理を行っている患者に対して電話等再診を行った場合の再診料の取扱いについて、令和4年4月1日以降はどのように考えればよいか。

（答）当該取扱いにおいては、令和4年4月1日以降も、旧歯科点数表における再診料により算定する。すなわち、4月27日事務連絡に記載のとおり、施設基準の届出状況に応じて対面診療において保険医療機関が算定していた再診料44点、53点、73点をそれぞれ算定し、算定した場合には、診療報酬明細書の摘要欄に「コロナ特例」と記載すること。

問6 令和4年度診療報酬改定において、「I030-2 非経口摂取患者口腔粘膜処置」の所定点数が100点から110点に改正されたが、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その63）」（令和3年9月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡）別添の問13に示されている口腔の剥離上皮膜の除去等に係る取扱いについて、令和4年4月1日以降はどのように考えればよいか。

（答）当該取扱いにおいては、令和4年4月1日以降も、旧歯科点数表における非経口摂取患者口腔粘膜処置の点数（100点）を1日につき1回算定する。

## 調剤報酬点数表関係

問7 令和4年度診療報酬改定において、薬剤服用歴管理指導料が廃止され、服薬管理指導料が新設されたが、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その10）」（令和2年4月10日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「4月10日事務連絡」という。）等に示されている、保険薬局において①電話や②情報通信機器を用いて服薬指導を行う場合の取扱いについて、令和4年4月1日以降はどのように考えればよいか。

（答）令和4年4月1日以降は、以下の取扱いとする。

- ① 電話を用いて服薬指導を行った場合は、改定後の調剤点数表における服薬管理指導料等の算定要件を満たせば、令和4年4月1日以降は、引き続き旧調剤点数表における薬剤服用歴管理指導料の点数（注に規定する加算（注5に規定する加算を除く。）を含む。）等を算定できる。
- ② 情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合は、算定要件を満たせば、改定後の調剤点数表における服薬管理指導料4等を算定できる。なお、4月10日事務連絡の2に基づく情報通信機器を用いた服薬指導に係る特例的な取扱いは廃止する。

問8 令和4年度診療報酬改定において、薬剤服用歴管理指導料が廃止され、在宅患者オンライン薬剤管理指導料に係る改定が行われたが、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その14）」（令和2年4月24日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「4月24日事務連絡」という。）別添の問8及び問9に示されている、在宅患者訪問薬剤管理指導料、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定している患者に対して①電話や②情報通信機器を用いて薬学的管理指導を行った場合の取扱いについて、令和4年4月1日以降はどのように考えればよいか。

（答）令和4年4月1日以降は、以下の取扱いとする。

在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者については、

- ① 電話を用いて薬学的管理指導を行った場合は、4月24日事務連絡に記載のとおり、その他の要件を満たせば、令和4年4月1日以降も、旧調剤点数表における薬剤服用歴管理指導料の「1」に掲げる点数を算定できる。
- ② 情報通信機器を用いた薬学的管理指導を行った場合は、算定要件を満たせば、改定後の調剤点数表における在宅患者オンライン薬剤管理指導料を算定できる。なお、4月24日事務連絡別添の問8に基づく情報通信機器を用いた薬学的管理指導に係る特例的な取扱いは廃止する。

居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定している患者については、4月24日事務連絡に記載のとおり、その他の要件を満たせば、同一

月内において一度も居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定しなかった場合に限り、令和4年4月1日以降も、旧調剤点数表における薬剤服用歴管理指導料に掲げる点数を算定できる。

問9 令和4年度診療報酬改定において、薬剤服用歴管理指導料が廃止され、服薬管理指導料が新設されたが、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その63）」（令和3年9月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡）別添の問16及び問17における薬剤服用歴管理指導料に係る取扱いについて、令和4年4月1日以降はどのように考えればよいか。

（答）当該取扱いにおける「薬剤服用歴管理指導料」を「服薬管理指導料」と読み替えて適用する。